

#### ◆システム対応の確認

事業所で使用しているシステムやソフトが介護予防・日常生活支援総合事業に対応していること、また、中新川総合事業サービスコードの取込をすること。(サービスコードは町村ごとに分かれているので確認が必要)

サービスコードは中新川広域行政事務組合ホームページに掲載します。

#### ●サービスの種類別サービスコード

サービスの種類	事業者	サービスコード
訪問型現行相当サービス	平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者 <みなし指定事業者>	A1
	平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者	A2
訪問型緩和した基準のサービスA	平成 29 年 4 月 1 日以降に中新川広域行政事務組合の総合事業指定を受けた事業者	A3
通所型現行相当サービス	平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者 <みなし指定事業者>	A5
	平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者	A6
通所型緩和した基準のサービスA	平成 29 年 4 月 1 日以降に中新川広域行政事務組合の総合事業指定を受けた事業者	A7

※みなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までとなっているため、それ以降もサービス提供をする場合は更新の手続きが必要です。

#### ◆規定等確認

●定款・登記事項・運営規程・契約書・重要事項説明書等に次のⅠ～Ⅲの事項のいずれかが記載されていること

- Ⅰ 「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」もしくは「介護保険法に基づく第 1 号通所事業」
- Ⅱ 「介護予防訪問型サービス」もしくは「介護予防通所型サービス」
- Ⅲ 介護予防・日常生活支援総合事業の内容が読み取れるものであること

※平成 29 年度中は予防給付のサービス(介護予防訪問介護と介護予防通所介護)と総合事業のサービスを並行して行うことになるので、予防給付分を削除しないこと。

※総合事業はこれまでの予防給付と異なり、地域支援事業であるため、契約書及び重要事項説明書は介護・介護予防と別にすることが望ましい。

◆利用者の住所地についての確認

	サービス区分	中新川の被保険者	中新川以外の被保険者
中新川管内事業者	現行相当サービス	中新川の総合事業サービスコードにより請求	保険者の市区町村の総合事業サービスコードにより請求
	緩和した基準のサービスA	中新川の総合事業サービスコードにより請求	緩和した基準のサービスAを実施していない市町村の被保険者には提供できない。 実施していればその市町村の指定を受けて基準にしがたいサービスを提供し、その市町村のサービスコードにより請求する
中新川以外事業者	現行相当サービス	中新川の総合事業サービスコードにより請求	/
	緩和した基準のサービスA	中新川の総合事業サービスコードにより請求	

(住所地特例者の場合)

	保険者：中新川 被保険者住所：中新川以外	保険者：中新川以外 被保険者住所：中新川管内
中新川管内事業者	中新川以外の、住所地の総合事業サービスコードにより請求	中新川の総合事業サービスコードにより請求
中新川以外事業者	中新川以外の、住所地の総合事業サービスコードにより請求	中新川の総合事業サービスコードにより請求

現行相当サービス、緩和した基準のサービスAとも

●限度額についての整理

被保険者区分	利用可能サービス	1ヶ月あたりの支給限度額
要支援認定者	・ 予防給付	要支援2 10,473単位
	・ 総合事業サービス	要支援1 5,003単位
事業対象者	・ 総合事業サービス	要支援1と同じ 5,003単位

事業対象者の自己負担割合は、給付における負担割合と同様、1割または一定以上所得者は2割となります。  
(負担割合証で確認)

◆認定更新時の確認

更新前の認定	更新前のサービス利用	更新時の手続き	
要介護1～5	介護保険課サービス利用	認定の更新申請（変更なし）	
要支援1・2	状態が悪化していて、明らかに要介護状態	認定の更新申請	
	介護予防訪問看護、福祉用具、住宅改修等（予防給付）を利用	認定の更新申請	
	介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用	地域包括支援センターでチェックリスト	チェックリストの結果、認定の更新申請 チェックリストの結果、事業対象者 希望により認定更新申請も可